なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（機構ＨＰ http://www.jrtt.go.jp/03Tender/tender-keiyakuKitei.html）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）とする。

⑿　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす３者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）鉄道建設本部大阪支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成25・26年度工事競争参加資格確認者」のうち「機構鉄道建設本部大阪支社管内（北陸）土木」（以下「土木」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構鉄道建設本部大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　共同企業体の構成員の組合せは次のとおりとする。

構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数1,200点以上の者とする。また、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上1,200点未満の者とするが、福井県に本社を置く者については、「土木」の客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

⑷　すべての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①及び④（当該施工実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が構成員中最大のものに限る。）を有する者であること。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①又は②のいずれか及び④（当該施工実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者であること。

出資比率が最下位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した下記の施工実績のうち、①から④のいずれか（当該施工実績が機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者であること。

施工実績

①　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長1,000ｍ以上の鉄道トンネル新設工事

②　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事

③　トンネル新設工事

④　土路盤新設工事

⑸　機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成24年度及び平成25年度の機構鉄道建設本部の工事成績が、２年連続で平均点が60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者及び出資比率が第２位の構成員については、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置する場合は、専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ及びエの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

㈠　１級建設機械施工技士の資格を有する者。

㈡　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

㈢　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士又は㈠若しくは㈡に揚げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

イ　構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した２⑷の施工実績のうち、①における掘削施工管理に１年以上及び④（当該施工経験が機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が構成員中最大のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。なお、機構の工事で主たる目的物が一部しゅん功した部分も完工とする。）した２⑷の施工実績のうち、①又は②のいずれかにおける掘削施工管理に半年以上及び④（当該施工経験が機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者であること。

出資比率が最下位の構成員が配置する配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

なお、２⑷に掲げる施工実績の施工経験を１名の配置技術者で条件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができる。ただし、複数名のうち２⑷①の施工経験を有する者及び②の施工経験を有するものは、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々の施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。

専任補助者について、代表者及び出資比率が第２位の構成員が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

ウ　専任補助者を配置する場合は、上記イの施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

①　要件　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長1,000ｍ以上の鉄道トンネル新設工事

代要件　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事